

学校いじめ防止基本方針

津野町立東津野中学校

平成 30 年 2 月改定

目 次

1	はじめに	P. 1
2	いじめ防止等の対策に関する基本理念	P. 1
3	いじめの定義	P. 2
4	いじめの防止 いじめ防止の基本的な考え方 学校におけるいじめ防止	P. 3
5	いじめ防止のための組織 構成員 役 割 全体周知事項	P. 5
6	年間指導計画	P. 6
7	いじめの早期発見 基本的な考え方 いじめ早期発見のための措置	P. 7
8	いじめの発見・認知・対応 いじめの発見・通報を受けたときの対応 いじめられた生徒又はその保護者へ支援 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言 いじめが起きた集団への働きかけ ネット上のいじめへの対応	P. 8
9	重大事態への対応	P. 10
10	いじめ防止チェックリスト	P. 12

1 はじめに

いじめは重大な人権侵害であり、生徒たちの心に深い傷として残る深刻な問題である。一人でも多くの子供たちをいじめから救うためには、子供のモデルとなるべき教職員が、互いの違いを認め合い、自己を大切にし、他者を思いやる人権感覚を持つと同時に、子供の心に寄り添い、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」という意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

万が一いじめが発生した場合、いじめを受けつらい思いをしている生徒の側に立ち、当該生徒や保護者の心に寄り添いながら、一刻も早くその苦しみを解決する重責を教職員は担っている。

しかしながら、私たち教職員はすべてに精通し、何でも解決できるわけではない。そこで、生徒たちの健やかな成長を推進するために、周りの多くの仲間や地域の人々、関係機関の方々との協力・連携が必要となる。

深刻な問題で、対応が困難な問題であればあるほど、学校・教職員一人ひとりが、閉塞感に陥らないように、情報を共有し、力を結集して保護者や地域・専門家・関係機関の協力を得ながら、多角的視野からどのような支援ができるのかを考え、確実に有効的手段を実行する必要がある。

教職員は一人ひとりの生徒を大切にし、生徒の心に寄り添い、生徒・教職員・保護者・地域そして関係各機関が一つの「共同体」となれるよう、困難な課題も共により良い解決を見出す姿勢を持ち続け、いじめのない学校づくりに励むものとする。

また、校内外の研修を通して全教職員が生徒を見つめる視点や有事の際の対応力、実践力の向上に努めていく。

上記の認識をもとに、本校では「学校いじめ防止基本方針」を改定した。

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

3 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

『 いじめの定義 』（平成25年度文部科学省改訂）

- いじめ可否の判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。
- いじめの起こった場所は、学校の内外を問わない。
- 「冗談や悪ふざけ、悪気はなかった」としても、受け手側がその行為を苦痛と感じれば、それは「いじめ」に該当する場合がある。また、いじめは学校生活における人間関係に起因するケースが大半と言える。
- 日頃の生徒を見守る教職員の目が、いじめの予防、早期発見に極めて重要となる。具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。
 - ◎ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
 - ◎ 意図的な仲間はずれ、集団による無視・中傷をされる。
 - ◎ わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ◎ 金品をたかられる。
 - ◎ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ◎ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ◎ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、前法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを軽視するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

○「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたとして、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については当該法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

4 いじめの防止

【 いじめ防止の基本的な考え方 】

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校をつくるために、生徒・教職員・保護者・地域・関係機関が一体となった継続的な取組が必要である。

そのためには、教育・学習の場である学校・学級自体に人権尊重の意識が浸透し、人権尊重の精神が整った環境の整備が不可欠である。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、学校全体で総合的に推進することが重要である。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成することが必要となる。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや道徳教育を通して、人権を尊重した集団としての質を高めていくことがいじめ防止の基礎となる。

学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが求められる。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育成することも必要である。

加えて、全ての生徒にとって学校が安心できる場所であり、自己の存在意義や充実感を感じられる学校生活づくりもいじめの未然防止にはきわめて重要と言える。

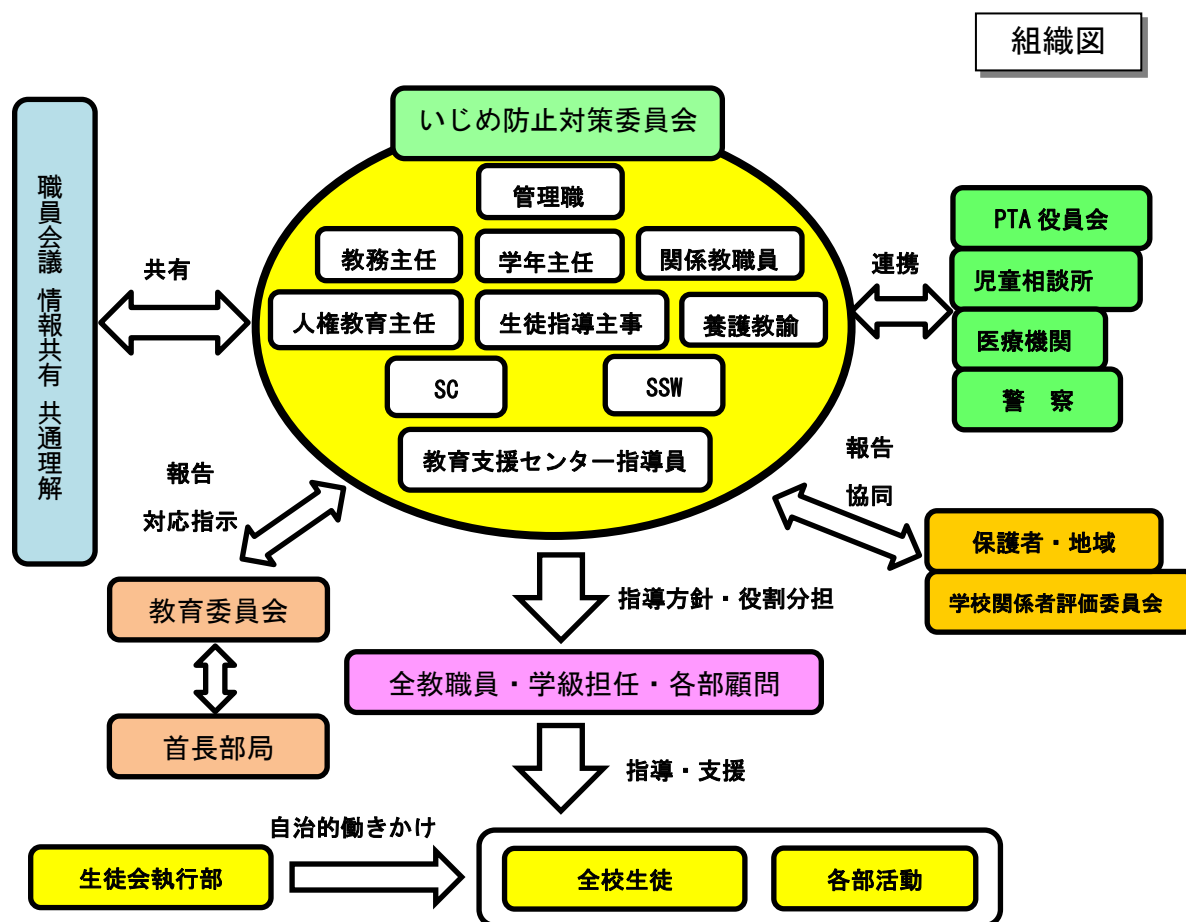
また、あわせて、いじめの問題への取組の大切さについて保護者や地域・関係者に認識を広め、校区内の小学校とも連携しての「いじめは絶対許さない」風土を創造することが必要とされる。

【 学校におけるいじめ防止 】

- 1 道徳教育の視点に立った教育活動を学校経営理念に掲げ、弱い者、いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを組織的に取り組む。（正義の通る学校づくり）
- 2 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 3 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に対して生徒が自主的に行う生活会活動に対する支援を行う。（自治的生徒集団の育成）
- 4 いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発活動を、道徳、学級活動、総合的な学習の時間等あらゆる教育活動で行う。道徳に関する学年・全校集会・学校行事での道徳作文の発表や道徳教育参観日を実施する。

5 いじめ防止のための組織

- ・ いじめの防止、情報の共有・理解、事案対応のため「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ・ 開催は管理職の判断によって行い、必要に応じて専門家・関係機関を招集・連携するものとする。



（ 構 成 員 ）

管理職、学年主任、教務主任、関係教職員、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭、SC、SSW、教育支援センター指導員

（ 役 割 ）

- 1 いじめ防止基本方針の策定
- 2 いじめの未然防止
- 3 いじめの対応
- 4 教職員の資質向上のための校内研修
- 5 年間計画の企画と実施
- 6 年間計画進捗のチェック
- 7 各取組の有効性のチェック
- 8 いじめ防止基本方針の見直し

【 全体周知事項 】

平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下のようないじめ問題についての基本的な認識を持たせる。

- 1 いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- 2 いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- 3 いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- 4 いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- 5 いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- 6 いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- 7 いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- 8 いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

6 年間指導計画

	1 年生	2 年生	3 年生	全体・教職員
4 月	相談窓口の周知 対面式・部活動紹介 オリエンテーション 生徒情報の集約 家庭訪問	相談窓口の周知 対面式・部活動紹介 生徒情報の集約 家庭訪問	相談窓口の周知 対面式・部活動紹介 生徒情報の集約 家庭訪問	いじめ防止委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 基本方針更新 開かれた学校づくり推進委員会
5 月	仲間づくり活動 QU	修学旅行 QU	職場体験 QU 高校説明会	道徳に関する研修 アンケート分析・集約
6 月	いじめアンケート 生徒総会	いじめアンケート 生徒総会	いじめアンケート 生徒総会	学期末生徒状況集約
7 月	警察署出前授業 学期末三者面談 加力学習 委員会学期総括	警察署出前授業 学期末三者面談 加力学習 委員会学期総括	警察署出前授業 学期末三者面談 加力学習 委員会学期総括	QU 校内研修
8 月	加力学習	加力学習	加力学習	いじめに関する校内研修 道徳校内研修
9 月	仲間づくり活動 体育祭 いじめアンケート 神楽取組	仲間づくり活動 体育祭 いじめアンケート 神楽取組	仲間づくり活動 体育祭 いじめアンケート 神楽取組	アンケート分析・集約

10 月	神楽取組	神楽取組	神楽取組	学期末生徒情報集約 学校生活アンケート
11 月	神楽発表 道徳参観日 QU	神楽発表 道徳参観日 QU	神楽発表 道徳参観日 QU	
12 月	後期生徒会活動開始 マラソン大会 警察署出前授業 委員会学期総括 加力学習 学期末三者面談 いじめアンケート	後期生徒会活動開始 マラソン大会 警察署出前授業 委員会学期総括 加力学習 学期末三者面談 いじめアンケート	マラソン大会 警察署出前授業 委員会学期総括 加力学習 学期末三者面談 いじめアンケート 進路個人面談	
1 月	加力学習 進路学習	加力学習 職業・進路学習	加力学習	開かれた学校づくり推進委員会 小学校説明会 小学 6 年生体験入学 (小学生進路情報) 年間総括 生徒情報集約・申し送り事項確認
2 月				
3 月	卒業式 学期末面談	卒業式 学期末面談	公立高等学校入試 卒業式	

※いじめ防止対策委員会は生徒指導委員会と併せて開催する。

※校内支援委員会は定期的に開催する。

7 いじめの早期発見

【 基本的な考え方 】

いじめの特性として、いじめにあってはいる生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあってはいる場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。

担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

【 いじめの早期発見のための措置 】

- 1 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、ＱＵアンケートと併せて年間複数回実施する。定期的な教育相談の機会としては、学期毎の面談やＱＵアンケートの結果による個人面談等がある。日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察していく。また、遊びやふざけのようにも見えるものに気になる行為があった等の情報を教職員間で共有していく。
- 2 保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒の良いところや気になるところ等、学校での様子について綿密に連絡を行う。
- 3 生徒、その保護者、教職員が、いじめに関して抵抗なく相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年・学校として共有する。
- 4 保護者会等で、「何かあれば担任に気軽に相談してください。」「担任に相談しづらい場合には、学年主任や管理職等に気軽に相談してください。」と校長や生徒指導および人権教育主任、担任が繰り返すことで、相談体制を広く周知する。定期的なアンケート等により、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検する
- 5 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理を行う。

8 いじめの発見・認知・対応

【 いじめの発見・通報を受けたときの対応 】

- 1 いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、早い段階からの的確に関わる。
- 2 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。（その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。）
- 3 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主事・分掌長等に報告し、「いじめ防止対策委員会」を即時開催する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 4 事実確認の結果、いじめが認知された場合、学校長が教育委員会に報告し、状況に応じて、関係機関・専門家との情報共有・連携しての対応を図る。
- 5 被害・加害生徒の保護者への連絡については、担任が中心となり家庭訪問等により直接会って、より丁寧に対応する。
- 6 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

【 いじめられた生徒又はその保護者への支援 】

いじめた生徒は必要に応じて別室指導等の期間を設け、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を確保する。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止

対策員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

【 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言 】

- 1 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、複数教員で個別に行うなどの配慮をする。
- 2 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、事実の確認を行い、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- 3 いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

【 いじめが起きた集団への働きかけ 】

- 1 いじめに同調したり、はやし立てたりしていた「観衆的な生徒」、見て見ぬふりをしていた「傍観者的な生徒」として行動していた者に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。この場合には臨時生徒集会を開催し学校長等からの全体への話の後に各学年・学級で確認指導を重ねるなどの措置を講じる。
- 2 いじめが認知された際、被害・加害生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを認め合える学級経営をするとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら安心して学校生活を送れるよう努める。
そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒の自治的・自主的活動の推進を図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。
体育祭や地域の祭、校外学習・部活動等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

【 ネット上のいじめへの対応 】

- 1 スマートフォン等の端末及びLINE等無料SNSアプリの急速な普及のため、以前より生徒がネットを介してのトラブルに関係する事案が急激に増加している。ネット上の不適切な書き込み等があ

った場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- 2 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、ネット上のトラブルはその性質上、本校以外の学校や個人との間に発生する場合も多い。この場合「いじめ防止対策委員会」で情報収集・事実確認を行った後、学年主任・学校長、場合によっては教育委員会が当該事案の相手側と対応にあたる。書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- 3 また、情報モラル教育を進めるため、「技術・家庭」の授業において、あるいは所轄警察署の担当者により、「情報の受け手」及び「情報の発信者」として必要な知識やマナーを学習する機会を設ける。

9 重大事態への対応

【 重大事態の解釈 】

「生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」

- 1 生徒が自殺を企画した場合（疑いがある場合）
- 2 身体に重大な傷害を負った場合
- 3 金品等に重大な被害を被った場合
- 4 精神的な疾患を発症した場合 等を想定する。

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- 1 年間30日間の欠席を目安とする。（不登校を除く）
- 2 一定期間連続して欠席しているような場合（不登校を除く）

※生徒や保護者から、いじめによる重大事態に至った等の直接の申し立てがあった時も、上記同様に重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

【 重大事態への対処 ： 初期情報集約 】

速やかに「いじめ防止対策委員会」を招集し、初期情報の収集を行い事態の概要を明らかにする。

- 1 いつからなのか
- 2 被害・加害・関係生徒等
- 3 いじめの内容（だれから行われ、どのような状態であったか。）
- 4 いじめを生んだ背景事情や人間関係の問題点 等

【 重大事態への対処 ： 報告・調査・役割指示 】

「いじめ防止対策委員会」は初期情報の集約が済んだ後、その度合の判断に基づいて津野町教育委員会及び関係生徒の保護者に対して第一報報告を行う。並行して双方関係生徒の担任及び学年に詳細情報の調査・把握を指示する。この場合、因果関係の特定を最優先せず、客観的な事実を明らかにする。

【 重大事態への対処 ： 事実の報告 】

調査により明確となった事実は学級担任・学年主任等から当該生徒保護者に詳細な報告を行い、担任を中心として直接面接による対応支援を行う。

「いじめ防止対策委員会」は津野町教育委員会に詳細事実を報告し、対応指示を受ける。

重大事態が法に抵触する場合又は犯罪性のある場合には教育委員会に確認のうえ所轄署である須崎警察署に事態の報告・通報を行う。

【 重大事態への対処 ： 事態の解決 】

「いじめ防止対策委員会」は重大事態の解決に向け P. 5 に示す（組織図）、専門家、関係機関と連携して対応を図る。事態が一定の解決をした後にも、定期的に当該生徒及び関連する生徒・集団に対し再発防止のため再調査を行う。

